

広島県物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十四号

広島県物品管理規則の一部を改正する規則

広島県物品管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章 (略) 第二章 (略) 第一節 (略) 第二節 取得(第十条 第十四条の二) 第三節 (略) 第四節 処分(第二十七条 第三十条の二) 第三章・第四章 (略) 附則</p> <p>(購入) 第十条 (略) 2 物品管理職員は、予定価格が七千万円以上の物品の購入をしようとするときは、あらかじめ、議会の同意が得られることにより有効となる旨の条件を付した仮契約を契約の相手方と締結しなければならない。ただし、知事が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定による処分(以下「専決処分」という。)を行う場合は、この限りでない。</p> <p>3 物品管理職員は、物品を購入したときは、物品出納職員に対し、別記様式第一号による発注決裁書又は別記様式第二号による契約決裁書により受入れの通知をしなければならない。</p> <p>(寄附受納) 第十一条 (略) 2 物品管理職員は、負担付の物品の寄附を受けようとするときは、寄附者に対して、議会の同意が得られるまでの間、物品の寄附が受けられないことを通知しなければならない。ただし、知事が専決処分を行う場合はこの限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>目次 第一章 (略) 第二章 (略) 第一節 (略) 第二節 取得(第十条 第十四条) 第三節 (略) 第四節 処分(第二十七条 第三十条) 第三章・第四章 (略) 附則</p> <p>(購入) 第十条 (略) 2 物品管理職員は、物品を購入したときは、物品出納職員に対し、別記様式第一号による発注決裁書又は別記様式第二号による契約決裁書により受入れの通知をしなければならない。</p> <p>(寄附受納) 第十一条 (略) 2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

第十四条 (略)

第十四条 (略)

(その他の方法による取得)

- 第十四条の二 物品管理職員は、購入、寄附受納、生産、副生及び取得並びに借受け以外の方法により物品を取得するときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、取得の措置をしなければならない。
- 一 取得する物品の分類、品名、規格及び数量
 - 二 取得の方法
 - 三 取得期日
 - 四 取得する理由
 - 五 取得の条件
- 2| 物品管理職員は、前項に掲げる方法以外の方法により物品を取得したときは、物品出納職員に対し、前項の書類により受入れの通知をしなければならない。

(貸付け)

第十七条 (略)

(貸付け)

第十七条 (略)

2・3 (略)

- 4| 物品管理職員は、物品の無償又は時価よりも低い対価での貸付け(財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十号。以下「財産条例」という。)(第九条に定める場合を除く。)をしようとするときは、貸付けの相手方に対して、議会の同意が得られるまでの間、物品の貸付けができないことを通知しなければならない。ただし、知事が専決処分を行う場合は、この限りでない。

- 4| 物品管理職員は、物品を貸し付けるときは、物品出納職員に対し、第二項の書類により払出しの通知をしなければならない。

- 5| 物品管理職員は、物品を貸し付けるときは、物品出納職員に対し、第二項の書類により払出しの通知をしなければならない。
- 6| 物品管理職員は、貸し付けていた物品の返還を受けるときは、物品出納職員に対し、受入れの通知をしなければならない。

- 5| 物品管理職員は、貸し付けていた物品の返還を受けるときは、物品出納職員に対し、受入れの通知をしなければならない。

(売払い)

第二十八条 (略)

(売払い)

第二十八条 (略)

2 (略)

2 (略)

- 3| 物品管理職員は、予定価格が七千円以上の物品の売払いをしようとするときは、あらかじめ、議会の同意が得られることにより有効となる旨の条件を付した仮契約を契約の相手方と締結しなければならない。ただし、知事が専決処分を行う場合は、この限りでない。

3| (略)

(交換)

第二十八条の二 (略)

(交換)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

2 (略)

- 3| 物品管理職員は、物品の交換(財産条例第六条に定める場合を除く。)をしようとする

3| (略)

ときは、あらかじめ、議会の同意が得られることにより有効となる旨の条件を付した仮契約を契約の相手方と締結しなければならない。ただし、知事が専決処分を行う場合は、この限りでない。

4| (略)

(譲与等)

第二十九条 物品管理職員は、物品を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡(以下「譲与等」という。)しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、譲与等の措置をしなければならない。

一―五 (略)

2| 物品管理職員は、物品の譲与等(財産条例

第七条及び第八条に定める場合を除く。)をしようとするときは、譲与等の相手方に対して、議会の同意が得られるまでの間、物品の譲与等ができないことを通知しなければならない。ただし、知事が専決処分を行う場合は、この限りでない。

3| 物品管理職員は、物品の譲与等をするときは、物品出納職員に対し、第一項の書類により払出しの通知をしなければならない。

第三十条 (略)

2 物品管理職員は、物品を廃棄するときは、物品出納職員に対し、払出しの通知をしなければならない。

(その他の方法による処分)

第三十条の二 物品管理職員は、売払い、交換譲与及び廃棄以外の方法により物品を処分しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、処分の措置をしなければならない。

一 処分する物品の分類、品名、規格及び数量

二 処分の方法

三 処分期日

四 処分する理由

五 処分の条件

2| 物品管理職員は、前項に掲げる方法以外の方法により物品を処分しようとするときは、物品出納職員に対し、前項の書類により払出しの通知をしなければならない。

(記録の省略)

第四十三条 (略)

一―八 (略)
九 前各号に掲げるものを除くほか、取得後直ちに消費する物品

3| (略)

(譲与)

第二十九条 物品管理職員は、物品を譲与しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、譲与の措置をしなければならない。

一―五 (略)

2| 物品管理職員は、物品(第四十三条第一項の規定により記録を省略することができるものを除く。)を譲与するときは、物品出納職員に対し前項の書類により払出しの通知をしなければならない。

第三十条 (略)

2 物品管理職員は、物品を廃棄するときは、物品出納職員に対し、払出しの通知をしなければならない。

(記録の省略)

第四十三条 (略)

一―八 (略)
九 前各号に掲げるものを除くほか、購入後直ちに消費する物品

2
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2
(略)